

## 議案第30号

### 守口市門真市消防組合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、守口市門真市消防組合規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

(議 30 - 1)

## 守口市門真市消防組合理約の一部を変更する規約

守口市門真市消防組合理約（昭和46年4月1日許可）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（共同処理する事務）

**第3条** 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- （1） 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）
- （2） 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより関係市が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務

第8条第2項中「及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、大阪府知事の許可の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の守口市門真市消防組合理約第8条第2項の規定は、平成25年度以降の関係市の分賦金について適用し、同年度前の関係市の分賦金については、なお従前の例による。